

近畿ブロック知事会

提 言 書

平成20年11月

近畿ブロック知事会

第二期地方分権改革の断行を求める緊急提言

地方分権型社会への転換を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方が全力を挙げて多くの課題を解決し、真の地方分権改革を推進していかなければならない。

去る6月20日、政府は地方分権改革推進委員会（以下、「委員会」という。）の第一次勧告を受け、地方分権改革推進要綱（第1次）（以下、「推進要綱」という。）を決定し、8月1日には委員会において「国の出先機関の見直しに関する中間報告」が取りまとめられた。11月6日には、麻生総理から地方整備局や地方農政局をはじめとする国の出先機関の抜本的統廃合、地方への思いきった権限・財源の移譲を行う旨の意向が示された。

我々地方としては、財源と必要な人員等が確実に確保されるのであれば、国よりも効率的に事業を執行し、着実に責任を果たすことができる、という自負を持っていることから、この総理方針は地方分権改革にとって大きな進展であると考える。

一方、道路・河川の権限移譲について、国土交通省と各都道府県との個別協議が開始されたが、国の出先機関の見直しに伴う事務事業・税財源・職員の移譲等が明確にならないまま協議が進められており、国の出先機関の抜本的な統廃合の先送りにつながるのではないかと危惧されるところである。

また、こうした危惧は道路・河川の権限移譲に限るものではない。地方分権改革について国の各府省の姿勢は総じて後ろ向きで、このままでは総理方針が骨抜きにされてしまう恐れもあり、地方分権改革推進法の目的が達成されるかどうか疑問であると言わざるを得ない。

今後、第二次勧告、第三次勧告も予定されているところであり、国・地方挙げて取り組む第二期地方分権改革が、“生活者の視点に立つ「地方政府」の確立”に向け大きく前進するよう、次の事項を実現し、政府として地方分権改革を断行するという姿勢を示すことを強く求める。

1 地方分権改革推進委員会の第一次勧告の尊重

国においては、委員会が取りまとめた第一次勧告の内容を最大限尊重し、その実現に向け真摯に取り組むとともに、推進要綱において先送りされた課題や内容が後退している課題について早急に結論を明確にし、その実現を図ること。

2 国と地方の役割分担の適切な見直しと国の出先機関の廃止・縮小

地方分権型社会の構築を前提とした国と地方の役割分担の適切な見直しを行い、国・地方間の事務・権限の移譲、地方に対する国の過剰な関与・義務付けの廃止・縮小、法定受託事務の自治事務化等を実施すること。同時に、その役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ること。

併せて、法令の規定について条例による修正を可能とする「上書き権」を含めた条

例制定権の拡大を図ること。

また、国が本来果たすべき役割は何かを真摯に議論した上で、国の出先機関を廃止・縮小すること。その際、地方が担う事務については、国の組織、事務の徹底した合理化を進めた上で、必要な権限・財源等を一体的に移譲すること。

3 地域実情を踏まえた道路・河川の権限移譲の協議の推進

道路・河川の権限移譲については、国土交通省提示の基準に縛られることなく、幅広なものとし、整備の進んだ地域と遅れた地域、財政力の強い自治体と弱い自治体の違いなど地域の実情を踏まえ、各府県の意向を尊重して協議すること。

また、財源措置や人員等の確保、大規模災害への対応、バイパス整備の進捗状況など個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期といった課題に対し、十分な検討を行つたうえで協議すること。

特に権限移譲に伴う財政措置については、現在の国の整備・管理水準を移譲後も維持できるよう、地方の財源を確実に確保したうえで、自由度の高いものとすること。

4 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、まずは、国税と地方税の税源配分が5：5となるよう、さらなる税源移譲を行うこととし、その際、地方自治体が安定した住民サービスを提供できるよう、より安定的な税源である消費税を地方消費税として移譲するとともに、交付税原資が減少しないような制度とすること。

また、今後、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するにあたっては、地方の意見を十分に尊重した上で、早期に消費税を含めた税体系の抜本的な改革に取り組むこと。

5 地方交付税の復元・充実

地域間格差を解消し、生活者の暮らしの安心を実現するためには、税体系の抜本的な改革とともに、地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能の堅持が必要である。

住民に身近な地方が安定した行財政運営を行えるよう、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税の復元・充実を図るとともに、地方財政計画の策定過程の透明化を図るなど、地方交付税の予見可能性を高めること。

また、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき法定率を引き上げるとともに、地方共有の固有財源である地方交付税を「地方共有税」に改め、国的一般会計を通して、交付税特別会計に直接繰り入れる仕組みとすること。

6 新たな制度創設等に伴う適切な措置

新たな制度創設や制度改正に伴い、地方との十分な協議を経ずに、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが行われる事例が見られる。

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、地方の同意を得られるよう十分な

事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、適切な財政措置を講じること。

7 (仮称) 「地方行財政会議」の法律による設置

現在、国と地方の意見交換会が開催されているが、内容、回数ともに不十分である。政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮称)「地方行財政会議」を法律により設置すること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

景気後退に伴う地方財政対策に関する緊急提言

世界的な株価の大幅な下落、急激な円高は、輸出関連企業の業績悪化、雇用情勢の悪化や金融機関の融資姿勢の変化など我が国の実体経済、国民生活に対して深刻な影響を及ぼし始めている。

我々地方自治体も、政府や地域の経済団体ほか関係者と緊密に連携しながら、住民の生活不安の解消、地域の中小企業支援対策などに積極的に取り組んでいるところであるが、景気後退に伴い地方財政の悪化が懸念されることから、地方税財源への影響に対する確実な措置について以下のとおり強く求める。

記

- 1 景気後退や国の経済対策に伴い、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の大額な減収が見込まれるが、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即して税収を見込み、地方税の減収に伴い必要となる地方交付税総額を確保すること。
- 2 地方税収が地方財政計画を下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。
- 3 地方負担を伴う追加経済対策の実施に当たっては、国の負担による地方交付税の増額や臨時的な交付金の創設などにより必要な地方財源を確実に措置すること。
また、追加経済対策に伴い地方税に減収が生じる場合には、減税補てん債の発行ではなく、地方特例交付金による確実かつ効果的な財源補てんを行うこと。
- 4 追加経済対策として取りまとめられた「生活対策」の中で示された「道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方に交付する措置」については、現行の臨時交付金とは別枠で確保し、地方の実状に即して、活用できるものとすること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

関西国際空港の国際競争力の強化 についての緊急提言

関西国際空港は、第2滑走路のオープンにより、日本で唯一長距離滑走路を複数備えた完全に24時間運用可能な国際拠点空港になった。この関西国際空港は関西の大きな財産であり、関西全体が発展するための中核となる国際拠点空港として、アジアの近隣の空港に十分競争できる国際競争力を持ち、関西発展の起爆剤となることを希望している。

しかし、関西国際空港にとって逆風とも言える事態が発生している。

まず、燃油価格の高騰や世界経済の急速な悪化等により、本邦航空会社の関空便を中心に大幅な運休・減便が始まっている。このことは、関西国際空港の最大の特長である国内線と国際線の乗継機能を低下させ、利用者の利便性を著しく損ねるものと危惧している。今後、関西国際空港が、国際拠点空港に相応しい航空ネットワークを確保していくためには、関空会社の財務構造の抜本的改善を図り、着陸料をはじめとする空港利用コストを引下げる必要がある。

一方、平成21年度概算要求においては、関西国際空港2期事業に係る施設整備、用地造成などの建設事業費が盛り込まれていない。国際拠点空港の整備は、目先の需要動向に左右されることなく、国家戦略的観点から着実に進められるべきものである。

このため、関西の将来の発展を担う関西国際空港の国際競争力が強化されるよう、以下の措置を講じるよう強く提言する。

1 国際線・国内線ネットワークの拡充

燃油価格高騰等により減便・運休した路線の復便をはじめ、国際拠点空港に相応しい航空ネットワークの形成のために必要な措置を講じるとともに、航空事業者に対し適切な対応を図ること。

2 財務構造の改善

関西国際空港は、巨額の建設費が約1兆1000億円もの債務として残り、高額な着陸料に反映されるなど、航空会社にとって利用しにくい空港になっている。このことは、交通政策審議会でも指摘されているところであり、財務構造の抜本的改善に向けた施策を講じること。

3 2期事業の計画的な推進

第2滑走路がオープンしたが、いわゆる限定供用であり、用地造成や施設整備など、2期島の完全供用に向け、必要な措置を適切に講じること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

道路財源の充実に向けての緊急提言

「道路」は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤である。活力があり、安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備・維持管理することが重要である。

とりわけ、近畿地方では、都市構造を再編し国際競争力や地域間交流・連携を強化するため、幹線道路をはじめとする道路の整備が急がれており、慢性的かつ深刻な交通渋滞の解消・緩和、車のすれちがい困難区間の解消、交通事故の削減、沿道環境の改善、さらに発生が確実視されている東海・東南海・南海地震をはじめとする災害時の救援物資の輸送路や代替路の確保など解決にあたらなければならない課題が数多くある。

また、利用しやすい高速道路料金の実現に向け、「安心実現のための緊急総合対策」により、高速自動車国道等で深夜、休日等の割引が導入されたところであるが、継続的な実施や新しい経済対策「生活対策」によるさらなる割引内容の拡充等が求められている。

さらに、高度成長期に建設した数多くの橋梁・トンネル等の高齢化が進行しており、今後これらの維持・修繕・更新費が急激に増大する。

こうした中、国においては、「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定し、道路特定財源制度は廃止し平成21年度から一般財源化することとされた。また、「生活対策」においては、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作ることとされた。これまででも地方では、必要な道路整備の推進等を図る上で、道路特定財源に加え、多額の地方の自主財源を充当してきたにもかかわらず、未だ多くの道路整備が必要であり、地域間の格差も残されている。

このため、これらの課題に適切に対処するとともに、遅れている地方の道路整備を円滑に進めるためには、安定的な道路財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、地方の実状や意見を十分に踏まえ、次の事項に取り組まれるよう改めて強く提言する。

1 道路財源の安定的確保

道路特定財源の一般財源化に際しても、国土の骨格を形成する高規格幹線道路をはじめとする幹線道路網は国が責任を持って道路整備の財源を確保した上で、道路予算に多額の自主財源や起債を充当している地方の現状を踏まえ、地方が継続的に必要な道路整備・維持管理を進めるための財源を安定的かつ十分に確保する仕組みを構築し、地方財源の充実を図ること。

なお、地方行政の混乱を招かないよう地方税制の改正等は適切な時期に行うこと。

2 道路財源における「地方枠」の充実

厳しい財政状況下にある地方の状況を踏まえ、国庫補助金、地方道路整備臨時交付金、地方道路譲与税など少なくとも従来から地方に充てられていた道路整備財源の総額を確保し、さらにこれまで以上に「地方枠」として充実したうえで、納税者の理解を得るために、地方で必要な道路整備が着実に進められるよう道路整備のニーズに応じた配分とすること。

また、地方道路整備臨時交付金及び地方道路整備臨時貸付金については、

シーリング枠外で地方の道路整備に直入される現在の制度に準じた制度として確保すること。

3 直轄国道の権限移譲に伴う財政措置

直轄国道の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として「交付金等の財政措置」が示されたが、新たな地方財政負担が生じることのないよう、現在の国の整備・管理水準を移譲後も維持できる地方財源を将来にわたり確実に確保すること。

4 国土ネットワークを形成する基幹道路整備のための新たな制度の創設

国の産業、経済、文化の発展に大きな役割を果たし、高速自動車国道と一体となったネットワークを形成する基幹道路については、高速自動車国道に対する新直轄方式に準じ国が負担割合を高めるとともに、新たな道路整備の中期計画により更に重点的な整備を推進するため、地方負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

5 既存高速道路の有効活用と機能強化

道路特定財源の一般財源化に際しても、必要な財源を確保し、緊急総合対策として実施されている割引を継続するとともに、「生活対策」における割引内容の拡充や都市部への拡大、政策的料金設定の導入、地方道路公社の料金引下げへの支援など、既存高速道路の有効活用・機能強化と物流コストの低減を図ること。

6 新たな道路整備の中期計画などへの地方意見の反映

新たな道路整備の中期計画、社会資本整備重点計画、国土形成計画の広域地方計画の策定にあたっては、地域の行政を担っている地方自治体の意見等を十分反映させること。

特に、新たな道路整備の中期計画の策定にあたっては、地方の遅れている道路整備状況を踏まえ、地方が必要としている道路整備を着実に進めること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

食の安全・安心をはじめとする実効ある 消費者行政の確立についての緊急提言

食品の产地偽装、中国製冷凍食品による中毒事件をはじめとする輸入食品への有害物質混入事件、事故米穀の不正規流通など、従来の施策や枠組みでは解決できないような事件、事故等、食品をめぐる諸問題が多発するとともに、複雑多様化し、今や食の安全・安心に対する消費者の信頼が根底から揺らいでいる。

食の安全・安心を確保するためには、関係省庁が個々に取り組んでいる現状を改め、輸入検疫、監視指導及び情報提供等を総合的に行える体制を整備するとともに、輸入食品等について、国内流通後の監視指導のさらなる徹底を図る必要がある。

また、事故米穀の不正規流通については、地方農政局がその役割を果たしていなかつた典型事例と言わざるを得ず、こうした現状も踏まえ、消費者の不安と不信を解消するために、今こそ国の出先機関の見直し及び地方への権限移譲を断行することにより、迅速な対応と機動性を確保する観点から、地方の消費者行政を抜本的に強化することが、正に焦眉の急となっている。

このため、国に対し、次の事項を実現するよう強く提言する。

1 国における輸入食品の検査体制の強化

- (1) 輸出国における衛生対策に加え、食品の安全性が確保されるよう、輸出時の検査の強化などに向けた措置を講じること。
- (2) 輸入食品について、国内で法令に違反する食品が流通しないよう、食品輸入時の検査体制を強化すること。
- (3) 輸入食品の国内流通後における国の責務を明確にするとともに、地方自治体における監視指導等を強化するため、輸入時の情報提供及び財政措置を講じること。
- (4) 加工食品の残留農薬等の検査手法を確立し、残留基準値を設定すること。

2 消費者に対する積極的な情報提供

- (1) 食品の安全に関する情報を一元化して関係省庁及び都道府県が情報を共有し、危害発生を防止できる体制を構築するとともに、消費者に速やかに注意喚起すること。
特に、地方自治体の迅速な初動を確保するため、国から地方自治体への夜間及び休日の連絡・連携体制の強化を図る措置を講じること。
- (2) 食品に関する重大な事件、事故が発生した場合において、事業者自らによる積極的な情報提供に向けた措置を講じること。
- (3) 食品に使用してはならない有害物質が食品に混入する事件が発生した場合は、国の責務において、直ちにリスク評価を実施し、安全性の基準を明確にするとともに、その科学的知見(リスク評価結果等)を公表すること。

3 国から地方への権限移譲の推進

不当景品類及び不当表示防止法における府県域事業者に対する排除命令の権限を府県知事に移譲し、立入権限や指示と併せ、措置権限を府県に一元化すること。また、業者間(原料供給者間)の取引における表示を規制の対象とし、府県において規制できるようにすること。

4 事故米穀の不正規流通問題の全容解明及び再発防止

事故米穀が食品として流通した問題については、早急に全容解明と原因究明を行い、併せて米の流通に係る安全確保のためのシステム構築と再発防止策を講じること。

5 不正取引を行う事業者に対する罰則の強化等

食品の流通に関する事件、事故に関して、その広域性や社会的影響の甚大さに鑑み、違反行為に対する抑止力を強化するため、不正取引を行う事業者に対する罰則の強化及び不当利得の剥奪などについての措置を講じること。

6 消費者の視点に立った食品表示制度の見直し

消費者の「必要な情報が提供される」「選択の機会が確保される」権利を確保するため、消費者にとって分かりやすい食品表示となるよう早急に食品表示制度の見直しを行うこと。

7 地方消費者行政の強化

消費者被害の防止と救済の現場が地方公共団体であることや、経済取引の実態が広域に渡ること等を踏まえ、国及び地方公共団体の役割を明確にするとともに、必要となる地方公共団体の組織強化及び権限移譲等による新たな地方の財政需要に対する継続的な支援を行うこと。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

障害者自立支援法施行後3年の見直し についての緊急提言

障害者自立支援法が施行されて2年半が過ぎ、これまで国においては利用者負担の軽減措置の拡充や事業者の経営基盤の強化など一定の改善措置を講じられたが、現場においては依然として様々な問題が残されている。

現在、国では、社会保障審議会障害者部会等の場において、制度見直しの検討が進められているが、利用者や施設関係者、市町村などでは、制度見直しがどのような方向に進むのか非常に不安を抱いている。

制度見直しにあたっては、国会での附帯決議や実態等を十分踏まえ、障害者が安心してサービスを受けることができるよう、適切な対応をいただきたく以下のとおり提言を行う。

1 障害者の所得確保と適切な利用者負担について

障害者の所得確保については、附帯決議等を踏まえ、障害者の生活の安定を図るため、障害基礎年金の増額や障害者雇用を進めるための法制の強化、就労支援策の充実を図られたい。

また、利用者負担については、現行の軽減措置の効果等を踏まえ、低所得者への配慮などを継続し、制度として確立を図るとともに、簡素で分かりやすいものとされたい。

2 障害者の雇用・就労支援策の充実強化について

障害者の法定雇用率については、企業における障害者雇用の取り組みを一層進め実効性あるものとするため、初期の段階から法定雇用率未達成企業名とその内容を公表するなど達成指導の強化をされたい。

また、就職時における障壁や職業生活上の困難を抱える難病患者、発達障害者についても、その雇用促進のため障害者雇用率制度の対象とされたい。

障害者就業・生活支援センターについては、障害者の一般就労を進めていくうえで重要な役割を担っており、採択基準の緩和等により指定の一層の拡大を図るとともに、支援に必要な人員が十分確保されるよう財源措置されたい。

3 障害者施設、グループホーム等の報酬基準等の見直しについて

近年の社会情勢の影響等から担い手となる人材の不足は深刻であり、施設等の現場では離職が進み、その欠員補充も難しく、適切なサービス提供が危惧される状況である。

また、小規模作業所は、新体系事業に移行した場合において安定的な運営ができるか危惧しており、円滑な移行が進んでいない状況となっている。

グループホーム、ケアホームについては、居住の実態を踏まえ4人または

5人定員規模でも安定的な運営ができることが必要であり、小規模事業所に対する加算制度や重度障害者への支援に必要な生活支援員、防災上の理由から必要な障害の程度に関わらない夜間支援体制の確保が不可欠となっている。

また、変則的な労働時間が人材確保をさらに困難にしており、事業所の運営は逼迫した状況にある。

以上のような課題について、国において実施している経営実態調査等を踏まえ、質の高い人材を確保し、安定的な施設運営ができるよう、現在、経過的な措置となっているものや級地区分の改善等も含め、適切な報酬基準となるよう見直されたい。

また、障害種別に関わらず、必要とするサービスが利用できるという障害者自立支援法の理念に基づき、身体障害者もグループホーム、ケアホームの利用ができるよう見直されたい。

4 地域移行支援策の充実について

グループホーム等の立ち上げ及び施設入所中の障害者の地域移行に向けた日中活動の場の開拓・調整等を行うコーディネーターの配置や地域移行のための宿泊体験等、新たな地域移行支援策を創設されたい。

また、利用者の置かれている状況や希望に応じて、相談支援専門員が、施設入所や入院中からケアマネジメントに関われるよう、サービス利用計画作成費の支給決定基準の緩和等を図られたい。

5 相談支援の充実について

指定相談支援の実施にあたっては、障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者であっても、生活全般にわたる支援が必要であり個別支援計画の作成を要する場合は、サービス利用計画作成費の支給対象とするよう、制度の見直しを図るとともに、報酬単価の充実を図られたい。

市町村が実施する「障害者相談支援事業」は、指定相談支援と補完しあいながら、地域の障害者の生活支援を担っていく重要な役割であることから、様々な障害特性に対応できるよう専門性を備えた複数の相談支援拠点の確保や訪問相談、ピアサポート等、多様なニーズへの対応など、安定した支援体制が確保できるよう確実な財政措置を検討されたい。

6 障害程度区分の認定基準の見直し等について

現行の障害程度区分については、介護保険における認定基準を多く取り入れていることなどから、障害種別に応じた適切な認定がなされていないため、認定調査項目や判定プロセスなどについて、適切な認定基準となるよう抜本的に見直されたい。

また、利用可能な障害福祉サービスを障害程度区分により一律に限定することなく、障害特性や実情等を踏まえ柔軟なサービス利用が可能となるよう見直されたい。

7 地域生活支援事業の財源確保等について

地域生活支援事業については、その多くは法において必須化されているが、これまで十分な財源措置がなされていないため、すべての地方公共団体において確実に事業が実施できるよう実態に応じた国庫補助金総額の確保と実績に応じた配分とされたい。

また、移動支援事業については、安定的にサービス提供ができるよう、自立支援給付に位置づけるなど確実な財源を措置されたい。

8 特別対策事業(基金事業)の継続等について

基金事業については、今回新たな経済対策として延長と福祉人材確保対策について対象事業の拡充が決定されたところであるが、いまだ事業所の経営状況が厳しい状況であることや新体系への移行が進んでいないことなどから、引き続き実施する必要があるものについては、基金事業のさらなる拡充または恒久的な措置として制度化されたい。

また、事業の運用、要件等についても柔軟な取り扱いができるよう見直されたい。

9 制度改正に伴う地方への確実な財源確保等

法改正等の制度改正を行うにあたって地方負担の増加が生じる場合、確実な財源措置を行うこと。

また、利用者に対する制度変更の周知や手続きが確実に行われるよう、早期に政省令の改正や変更内容などを示すこと。

さらに、市町村の膨大な事務処理を考慮し、事務の簡素化についても検討すること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

林業公社等の抜本改革に関する緊急提言

わが国では昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景として安定的な供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国の政策の一環として急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

林業公社等は、こうした国の一環として、分収林特別措置法に基づき分収林事業を進めてきたものであり、国家的な課題であった森林資源の充実や、農山村地域経済の基盤の確立、また、水源林の造成などに重要な役割を果たしてきた。

しかし、国はあわせて行った木材輸入の自由化政策により木材価額の低迷を招くとともに、分収林契約について、地方を画一的に指導し、当時の農林漁業金融公庫に対する高金利負担を各林業公社等に負わせた。

このような国策の失敗により各林業公社等は多額の累積債務を抱えた厳しい経営状況にある。

こうした中、各林業公社等は、国が措置した様々な施策を活用しながら経営改善に向けた取組を積極的に行っているが、現在の森林・林業を取り巻く状況からすれば、経営の安定化を図り、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくためには、各地方自治体の支援が不可欠であるが、地方財政に重大な影響を及ぼすことが危惧される。

については、厳しい財政状況にある地方自治体が、林業公社等の経営改善の取組に対して様々な支援を行うことに対して財政負担の軽減が図れるよう、次の支援措置を講じることを提言する。

1. 融資制度や地財措置の拡充による抜本的な既往債務対策の実施

林業公社等が、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮し、安定的に事業展開を図ることができるよう、抜本的な既往債務対策として、次のような新たな措置を講じること。

なお、この場合、各府県が林業公社等から債務を引き受けることにより経営支援を行う場合においても、同様の措置を講じること。

- ① 株式会社日本政策金融公庫資金の既往債務に対する利息負担の軽減、伐採時期に合わせた償還が可能となる新たな金融制度の創設
- ② 特別交付税措置の拡充や新たな起債制度の創設などの地方財政措置の充実

2. 経営改善に資する事業実施に向けた施策の強化

林業公社等の経営改善に資するため、木材生産流通施策の充実および森林の新しい価値に着目したビジネス創造のための施策の強化を図ること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

P C B 廃棄物の広域処理体制の早期確立 に関する緊急提言

P C B (ポリ塩化ビフェニル) は、昭和40年代に製造が停止されるまでの間、約59,000トンが製造され、このうち約54,000トンが国内で使用されたとされており、その処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により適正処理を図ることとされている。

現在、日本環境安全事業株式会社による高圧トランス等に係るP C B廃棄物の処理が進められているところであるが、大阪P C B廃棄物処理事業等においては、高圧トランス等以外のP C B廃棄物については、処理体制の整備が進ちょくしておらず、P C B廃棄物の保管が長期化している。

このため、現在未整備である安定器等をはじめ、すべてのP C B廃棄物を対象とする広域的処理体制を国家的見地から緊急に確立されたい。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

北陸新幹線の早期全線建設についての緊急提言

北陸新幹線は、関西圏が東京一極集中を打破し、関西復権を図り、より一層の活性化を図る上で重要な社会基盤であり、大阪までの早期の全線建設が必要不可欠である。

また、近年、全国各地で豪雨被害や地震が頻発するなど、今後も東海地震や東南海・南海地震などの大規模地震の発生が危惧される中、北陸新幹線は災害などで東海道新幹線が機能停止した場合の関西圏と関東圏を結ぶ代替補完機能も有する、太平洋側・日本海側の双方に必要な国家プロジェクトであり、東京・大阪間の全線が整備されてはじめて機能が完全に發揮される路線である。

については、大阪までの全線整備が一日も早く実現されるよう、国および関係機関に以下の事項の実現を強く提案する。

- 1 未着工区間の着工のための安定的な財源確保を図り、速やかに予算の追加要求を行い、敦賀から白山総合車両基地までの工事実施計画の一括認可および早期整備を図るとともに、北陸3県同時期での福井開業を図ること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

ジオパーク構想に関する支援についての緊急提言

科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、2004年には「世界ジオパークネットワーク」が設立されたところである。

日本でも「ジオパーク」に関する取り組みが本格化し、本年5月に国のオブザーバー参加の下「日本ジオパーク委員会」が設立され、先般、日本で初めての「世界ジオパークネットワーク」への加盟申請地域が決定されるとともに、来年には「日本ジオパークネットワーク」が設立される見込みとなっている。

現在、山陰海岸（京都府、兵庫県、鳥取県）やふくい恐竜渓谷（福井県）をはじめ、全国16地域で「ジオパーク」を目指し、地質遺産の保護・研究やジオツアーや地域振興への活用、これらを推進するための体制の充実など、ジオパーク運営に向けた取り組みを積極的に行っていっているところである。

については、全国で活発化しているジオパーク構想の取り組みを推進するため、国における積極的な施策の実施について提言する。

1 地質遺産の保護・研究とジオツーリズムの推進などへの支援等

国内の地質遺産の保護・研究とそれらを活用した地学・環境学習やジオツーリズムの推進など地域振興のための施策に支援するとともに、我が国のジオパークの取り組みを世界に向けて積極的にアピールすること。

2 地球科学に関わる教育・研究の充実強化

「国際惑星地球年（IYPE）2007-2009」のプログラムとして、地震や火山噴火などの災害メカニズムをはじめ、生活基盤と密接な学問である地球科学の重要性を啓発し、その教育・研究等の充実強化に取り組むこと。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

新過疎法の制定についての共同提言

過疎地域の振興については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年の时限立法として制定されて以来、4次にわたる施策により、過疎地域における社会基盤整備など、各種の過疎対策事業が実施されてきた。

その結果、住民の生活の基盤となる施設の整備等については、相当の進捗がみられたところである。

しかしながら、過疎地域は、農林水産業をはじめとする地域の産業の衰退や人口減少と著しい少子高齢化により地域の活力が低下し、集落の維持が困難となる地域が著しく増加するなど、極めて深刻な状況にある。

一方、過疎地域は水源のかん養や国土の保全、貴重な文化の伝承、自然と共生した居住環境など、広く国民の生活全体に関わる多面的機能を有する地域であり、こうした機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成21年度末をもって期限を迎えるが、過疎地域が担っている多面的機能を踏まえ、今後も法律に基づいた国の特別の支援は必要不可欠であり、過疎地域の振興が引き続き図られるよう、次の事項について強く提言する。

1 新たな立法措置

過疎地域の振興は国家的な課題として取り組む必要があり、国民的な合意形成のもと、地域を支えるコミュニティ支援など、時代に対応した総合的な過疎対策が展開できるよう、現行過疎法の失効に伴う新たな立法措置を講じること。

2 法期限後における新たな過疎対策

新たな立法措置を講じるにあたっては、地域の実情が十分に反映される地域指定要件とし、過疎地域の振興が図られるとともに、過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、交付税措置の拡充をはじめ、補助金等国の負担割合の特例措置、過疎債を活用した人材育成等のソフト事業の実施、過疎債の対象範囲の拡大及び都道府県による過疎債の発行等の新たな支援策を講じることにより、過疎地域の特性に応じた多様な税財政制度を構築するなど、過疎地域に対する支援策を拡充すること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

リニア中央新幹線の全線整備についての共同提言

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化し、21世紀のわが国の新たな国土の大動脈として、経済社会を支え、災害に強いしなやかな国土の形成、ゆとりある生活の実現に大きく貢献できるとともに、内陸部における発展を促進する社会基盤である。

また、持続可能な地域の形成、エネルギー問題、環境問題においても、優れた特性をもつ大量高速輸送機関として期待されている。

国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線は、国土形成計画全国計画において、新時代の革新的高速鉄道システムの早期実現を目指すと明記されたところである。また、東海旅客鉄道株式会社において「自己負担を前提とした東海道新幹線バイパス、即ち中央新幹線の推進について」の発表がなされ、新たな段階にまさに差し掛かるべき時期となっている。

リニア中央新幹線の機能は、東京・大阪間の全線が整備されてこそ完全に發揮されることから、リニア中央新幹線の全線整備に向け、国および関係機関に対し、以下の事項の実現を強く提言する。

- 1 国はリニア中央新幹線の早期具体化を図るために、地形・地質等に関する調査以外の4項目調査を早急に指示するとともに、調査期間の短縮を図ること。さらに、調査終了後は直ちに全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備計画」を決定すること。
- 2 山梨リニア実験線全線の早期完成に向け、国をはじめ関係機関が一致協力して取り組むこと。また、実用化確認試験について期間短縮に努めること。
- 3 超電導リニア技術の実用化を促進するため、より一層のコスト低減に向けて、システム全体の効率化・高度化に関する技術開発の推進を積極的に行うこと。
- 4 国は、大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。
- 5 今後のリニア中央新幹線の推進にあたっては、沿線自治体と十分調整すること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

国における福祉医療費公費負担制度の 創設等についての共同提言

地方が単独で実施している福祉医療費助成制度は、重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等の社会的弱者の医療費の一部を助成することにより、対象となる方々の健康の保持と福祉の増進を図るため、全都道府県で実施されている。

こうした実態に鑑みれば、本制度は、医療に関わるセーフティーネットとして必要不可欠なものであり、まさに国民にとってのナショナルミニマムといえる。

一方、私たち地方自治体は、赤字国債を発行できる国とは異なり、財政健全化法を踏まえ、厳しい財政規律を確保しつつ、地域にとって不可欠な行政サービスを行うため、これまで国を上回る人員の削減や独自の給与抑制など、懸命の歳出削減努力を重ねている。

しかし、地方財政を取り巻く環境は、近年の大幅な地方交付税の削減に加え、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大により、一層厳しさを増しており、本制度を地方が単独事業として一定の水準を維持しつつ、今後も実施していくことは困難な状況にある。

加えて、国においては、本制度が医療費を増大させる一因ととらえ、国民健康保険の国庫負担金に対する減額措置を昭和59年10月以来実施されていることは、本来、国が果たすべき責任を担っている地方自治体の努力を阻害するものである。

については、本制度の重要性や必要性に鑑み、以下のとおり提言する。

記

1. 国において早期に福祉医療費の公費負担について制度化すること。

なお、制度化されるまでの間は、全都道府県が地方単独事業として実施している実態に鑑み、地方交付税措置も含め、十分な財政措置を直ちに講じられたい。

2. 地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治